



耐震
 プロジェクト「TOKAIO」
 地震への備え、万全ですか、今こそ、点検を！
 問い合わせ 都市計画課 西 ☎ (33) 2633

昨年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震において、多くの建物やブロック塀などに被害が発生しました。

市では、災害から一人でも多くの生命や財産を守るため、国や県とともに、危険なブロック塀の撤去や改善、木造住宅などの耐震化を図るプロジェクト「TOKAIO（東海・倒壊・0（ゼロ）」を推進しています。

昨年度は、ブロック塀撤去の補助制度に66件の申請がありました。その結果、市内で合計約1.1キロメートルの危険なブロック塀が撤去されました。自宅のブロック塀にひび割れや傾きがないか、再度点検をお願いします。

また、市では現在、耐震補強の

木造住宅耐震補強事業に対する補助金
 昭和56年5月以前に建築された、対象

【補助金額】 ▼撤去 上限20万円 ▼改善 上限25万円
 【申請方法】 都市計画課に事前ご連絡し、危険なブロック塀にあたるかどうか確認した後、申請書を提出する。



耐震補強工事をしていない木造住宅。
事業の流れ
 ① わが家の専門家診断（無料）
 市が派遣する専門家（相談士）による無料の耐震診断を受ける。
 【申請方法】 都市計画課に電話、または直接申し込む。
 ② 木造住宅補強計画の作成
 ①で倒壊の可能性がある場合、耐震補強計画を作成する。
 【補助金額】 上限9万6千円（わが家の専門家診断を実施していない場合は上限10万2千円）
 *65歳以上の人のみで住んでいる世帯などには上乗せ補助あり
 【申請方法】 都市計画課に事前申請書を提出する。
 ③ 木造住宅耐震補強工事の実施
 ②の補強計画に基づいて、耐震補強工事を行う。

【補助金額】 上限60万円（65歳以上の人のみの世帯、中学生以下の子どものいる子育て世帯などは上限80万円）
 制度の拡充により、令和元年度は工事期間中、市が貸与する「耐震補強PR看板」を必ず設置し、次の3項目（選択条件）のいずれか一つ以上実施することで、補助金額（上限）が15万円増額となります。

【選択条件】 ▼工事期間中に現場見学会を開催 ▼工事完成後に完成見学会を開催 ▼工事完成後に「工事を実施したきつかけ」記事を終えた感想を記載した文書および耐震補強後の住宅写真」を市に提出。
 *PR実施の場合、補助金額は上限75万円（65歳以上の人のみの世帯、中学生以下の子どものいる子育て世帯などは上限95万円）。

【申請方法】 都市計画課に事前申請書を提出する。

耐震補強工事後の税制特例
 耐震補強工事を実施した後、税金の控除を受けられます。
 【固定資産税】 耐震補強工事を完了した翌年の固定資産税の額を2分の1に減額。
 【所得税】 耐震補強工事の標準的な費用の額の10%（上限25万円）を、所得税から控除。

消防団が活動しやすい環境を整備

これまで市消防団第10分団が使用していた詰所は、南海トラフ巨大地震による津波浸水区域内に建てられており、有事の際に消防車両や資機材が水没するなどして使用できなくなることが危惧されていました。

消防団員減少による詰所再編計画が策定され、建物の老朽化も進んでいたことから、市では計画に基づき、津波浸水区域外に新しく詰所を建設しました。

市消防団は、「地域の住民の生命・財産を守る」という崇高な使命のもと、日ごろから訓練に励んでいます。

市では今後も、地域防災にとって欠かすことのできない消防団が活動しやすい体制作りの支援を進めていきます。



国道473号バイパス沿線IC付近に建設された「第10分団地頭方北詰所」

防災

地域の住民の生命・財産を守る
「牧之原市消防団第10分団地頭方北詰所」が完成
 問い合わせ 防災課 棟原 ☎ (23) 0057

子育て

便利な情報が満載
パパママ子育てだいいじょうぶつくを活用してください
 問い合わせ 子ども子育て課子育て支援係 ☎ (23) 0071



子育てだいいじょうぶつく
 市の子育て情報誌（令和元年度版パパママ子育てだいいじょうぶつく）を作成しました。
 これから出産を迎える人や子育て中の人向けに、各種相談窓口や助成制度の案内、保育園、幼稚園一時預かり、放課後児童クラブ、医療機関リストなど、子育てに関する便利な情報が満載です。ぜひ活用してください！

▼転入の人には、さざんかと相良庁舎相良窓口課で配布
 ▼詳細は、それぞれの項目に掲載されている電話番号に直接問い合わせをしてください。

【配布場所】

- 牧之原市子育て支援センター（棟原・相良）
- 認定こども園みのり幼稚園子育て支援センター
- いちご（川崎幼稚園子育て支援センター）
- 市立相良こども園（子育て支援事業）
- 市立細江保育園子育て支援センターひよこ
- みらいえ
- 児童館（棟原・相良）
- 牧之原市役所（棟原・相良）



*市ホームページとまきは総合サイトにも掲載！スマートフォン、パソコンからも確認できます。

子育てだいいじょうぶつく で 検索

環境

ごみをしっかりと分別し、正しくごみを出しましょう
守ってほしい「ごみ出し7カ条」
 問い合わせ 環境課 増田 ☎ (53) 2609

① 決められた日に 決められたごみ

ごみステーションは、ごみ置き場ではありません。決められた日に決められたごみを出しましょう。

② 午前8時までに ごみステーションへ

ごみステーションへのごみの持ち込みは、収集日当日の朝(午前8時)までに行ってください。午前8時以降に出されたごみは回収できません。

③ ごみは決められた場所へ

ごみステーションを新たに設置する場合は、市の環境課に届出が必要で、届出のない場所に置かれたごみは回収できません。

④ ごみ袋は必ず縛る

ごみ袋が縛られていないと、回収する際にごみが散乱する可能性があります。ごみ袋は必ずしっかりと縛りましょう。

⑤ 金属や金具が ついていれば「金物類」

おもちゃなどの金属や金具がつ

いているものは、「プラスチック類」ではなく、「金物類」で出しましょう。

⑥ プラスチック類で 出していないもの

乾電池やライター、プラスチック製のカメラは、プラスチック類のごみに出さないでください。乾電池は回収協力店(電気店など)や公共施設にある回収ボックスに、ライターはガス抜きして金物類、プラスチック製のカメラは金物類に出しましょう。

⑦ 会社や商店は直接搬入が 許可業者に依頼

会社や商店から出たごみは、ごみステーションには出せません。ごみ処理施設に直接搬入するか、市の許可を受けている業者に回収を依頼してください。



農水

地域の鳥獣被害対策を支援します
野生鳥獣から農作物を守りましょう!
 問い合わせ 農林水産課 元水 ☎ (53) 2618

農業被害の拡大防止

市では、イノシシなどの野生鳥獣による農業被害の拡大を防止するため、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の購入に対して補助金を交付します。

市内の農地において営農し収入を得ている個人または法人で、鳥獣被害に困っている人は、事前に相談してください。

【対象】

農地において農業被害を防止するために設置する柵などの購入経費

【補助金額】

購入経費の2分の1以内の額 (上限5万円)

【申請方法】

購入前に、農林水産課に申請書を提出する。

鳥獣被害対策実施隊

深刻化する野生鳥獣による農業被害を防止するため、市では本年度から「牧之原市鳥獣被害対策実施隊」を設置しました。



ワイヤーメッシュ柵を設置している様子

主な役割としては、鳥獣被害防止策に関する勉強会の開催や、市民による防護柵の設置および管理に関する助言指導、農林水産業の被害を確認するパトロールなどです。

「牧之原市鳥獣被害対策実施隊」は猟友会員16人と市職員4人の計20人で構成され、今後、地域ぐるみで実践する鳥獣被害対策の実働部隊として活動していきます。

歴史

パンフレットを片手にぜひ訪れてみてください
相良城・勝間田城パンフレットを発行しました
 問い合わせ 社会教育課 長谷川 ☎ (53) 2646

市内には、勝間田氏や田沼家など歴史・文化に関するさまざまな名所・旧跡があります。中でも、勝間田城と相良城は代表的な史跡です。

田沼意次侯生誕300年記念に伴い、これらの城郭を広く周知し、より多くの人に訪城いただくため、次のおりパンフレットを制作・発行しました。発行部数は各3000部で、A3サイズ両面印刷の観音折りです。

勝間田城パンフレット「静岡岡県史跡 勝間田城」

▼配架場所 勝間田城跡、市史料館、榛原庁舎、相良庁舎など

▼内容 勝間田城跡の縄張り図、各遺構の解説、勝間田氏の歴史など

相良城パンフレット「遠州相良藩主 田沼意次侯 相良城下」

▼配架場所 市史料館、相良庁舎、榛原庁舎など

▼内容 相良城下の案内図、田沼家ゆかりの史跡・文化財の紹介など



相良城パンフレット (オモテ面)



勝間田城パンフレット (オモテ面)

税金

年金所得のある65歳以上の皆さんへ
公的年金からの住民税の引き落とし制度について
 問い合わせ 税務課 田村 ☎ (23) 0035

■公的年金から住民税の引き落としを行わない人は?

①4月1日現在65歳になっていない人、②年金収入はあるものの年金所得が発生しない人、③介護保険料が年金から引き落としがされていない人

■公的年金から住民税の引き落としが中止になる人は?

①令和元年12月10日以降に公的年金所得が修正があった人、②平成31年1月1日から平成31年3月31日までに牧之原市から転出された人、③亡くなられた人、④介護保険料の引き落としが中止となった人

65歳以上の年金所得のある皆さん

65歳になると、個人住民税を納付する義務がある人については、公的年金から住民税の引き落としが始まります。

年金所得分の住民税は、年金から引き落とされますが、年金所得以外に給与や事業所得がある人は、今までどおり給与からの引き落としや口座振替、納付書による納税方法となります。

- ①平成31年4月1日現在65歳の人
 今年の10月に支給される年金から年金所得分の住民税の引き落とし
- ②平成31年4月1日現在66歳以上の人
 前年に引き続き今年の4月に支給される年金分から年金所得分の住民税の引き落とし

年金引き落としの例

平成31年4月1日現在65歳の人で、令和元年度の公的年金の住民税年税額が60,000円の場合

納付方法	年金から引き落とし				
	6月	8月	10月	12月	2月
納期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

*割合=年税額に対する割合。

平成31年4月1日現在66歳以上の人で、平成30年度の公的年金の住民税年税額が60,000円かつ令和元年度の公的年金の住民税年税額が63,000円の場合

納付方法	年金から引き落とし				
	4月	6月	8月	10月	12月
納期	4月	6月	8月	10月	12月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円
	(前年度年税額÷2)÷3		年税額-(4・6・8月分)÷3		